

参考資料 1 策定会議、作業部会、住民説明会等開催の経過

1 開催・実施状況

(1) 特別名勝松島保存活用計画策定会議

	開催日	開催回数	出席者と議題
令和3年 (2021)	10月22日	第1回	○構成員：小林敬一、平吹喜彦、温井亨、松本秀明、七海雅人 【議題】 計画案第1章から第3章について
	12月24日	第2回	○構成員：小林敬一、温井亨、松本秀明、七海雅人 ○オブザーバー：平澤毅 【議題】 計画案第1章から第3章の修正内容について
令和4年 (2022)	2月25日	第3回	○構成員：小林敬一、平吹喜彦、温井亨、松本秀明、七海雅人 ○オブザーバー：平澤毅 【議題】 計画案第3章の修正内容と第4章から第6章について
	6月17日	第4回	○構成員：小林敬一、平吹喜彦、温井亨、松本秀明、七海雅人 【議題】 計画案第4章から第6章の修正内容について
令和4年 (2022)	7月25日	第5回	○構成員：小林敬一、平吹喜彦、松本秀明、七海雅人、西館保宗、津川登昭、佐藤靖塩竈市副市長、内海俊行松島町教育委員会教育長、平山良一七ヶ浜町副町長、熊谷大利府町長、小山修東松島市副市長 ○オブザーバー：平澤毅 【議題】 「“松島の風景”を活かした10年間のまちづくり・観光振興について」
	11月22日	第6回	○構成員：小林敬一、平吹喜彦、松本秀明、津川登昭 【議題】 計画案第7章から第9章について
令和5年 (2023)	1月30日	第7回	○構成員：小林敬一、平吹喜彦、温井亨、松本秀明、西館保宗、津川登昭 ○オブザーバー：平澤毅 【議題】 計画案の全体について、パブリックコメント結果報告

(2) 特別名勝松島保存活用計画策定のための作業部会

	開催日	会議名（開催地）
令和3年 (2021)	2月9日	第1回準備会（松島町文化観光交流館）
	4月27日	第2回準備会（松島町文化観光交流館）
	6月28日	第3回準備会（東松島市野蒜市民センター）
	10月7日	第1回作業部会（東北歴史博物館）
令和4年 (2022)	1月20日	第2回作業部会（東北歴史博物館）
	3月10日	文化財担当者会議（宮城県自治会館）
	6月30日	文化財担当者会議（宮城県庁）
	8月26日	第3回作業部会（東北歴史博物館）

(3) 地域住民意見交換会

開催日	対象（参加者）	主催・同席自治体
令和3年 (2021)	3月4日 東松島市野蒜地区 (区長以下5名)	主催：県教育庁文化財課・東松島市生涯学習課 同席：塩竈市・松島町・七ヶ浜町・利府町
	3月5日 東松島市宮戸地区 (区長以下14名)	主催：県教育庁文化財課・東松島市生涯学習課 同席：松島町
	3月9日 塩竈市寒風沢・朴島地区 (区長以下8名)	主催：県教育庁文化財課・塩竈市生涯学習課
	3月12日 塩竈市野々島・石浜地区 (区長以下7名)	主催：県教育庁文化財課・塩竈市生涯学習課
	5月31日 松島町高城・本郷地区 (班長以下20名)	主催：県教育庁文化財課・松島町教育課 同席：利府町
	6月4日 松島町磯崎・手樽地区 (区長以下15名)	主催：県教育庁文化財課・松島町教育課 同席：利府町
	6月10日 松島町海岸地区 (区長・企業等20名)	主催：県教育庁文化財課・松島町教育課 同席：東松島市
	6月23日 塩竈市桂島区 (区長以下3名)	主催：県教育庁文化財課・塩竈市生涯学習課 同席：塩竈市政策課
	8月10日 利府町浜田地区 (区長以下5名)	主催：県教育庁文化財課・利府町生涯学習課
	11月9日 七ヶ浜町該当地区 (区長以下8名)	主催：県教育庁文化財課・七ヶ浜町生涯学習課
	11月15日 利府町須賀地区 (区長以下10名)	主催：県教育庁文化財課・利府町生涯学習課
11月17日 利府町赤沼地区 (区長以下19名)	主催：県教育庁文化財課・利府町生涯学習課	

(4) 地域住民説明会

開催日	対象（参加者）	主催・同席自治体
令和4年 (2022)	10月7日 塩竈市朴島地区 (区長以下5名)	主催：県教育庁文化財課・塩竈市生涯学習課 同席：塩竈市政策課
	10月20日 東松島市宮戸地区 (区長以下20名)	主催：県教育庁文化財課・東松島市生涯学習課
	11月15日 七ヶ浜町該当地区 (区長以下9名)	主催：県教育庁文化財課・七ヶ浜町生涯学習課
	11月21日 利府町須賀地区 (区長以下13名)	主催：県教育庁文化財課・利府町生涯学習課
	11月29日 利府町赤沼地区 (区長以下18名)	主催：県教育庁文化財課・利府町生涯学習課
	11月30日 利府町浜田地区 (区長以下9名)	主催：県教育庁文化財課・利府町生涯学習課
	12月11日 松島町本郷地区	主催：松島町教育課 ※町単独での開催
	12月18日 松島町手樽地区	主催：松島町教育課 ※町単独での開催
	12月20日 松島町松島地区	主催：松島町教育課 ※町単独での開催

開催日		対象（参加者）	主催・同席自治体
令和5年 (2023)	1月19日	東松島野蒜地区 (区長以下14名)	主催：県教育庁文化財課・東松島市生涯学習課
	1月20日	松島町高城地区 (区長以下12名)	主催：県教育庁文化財課・松島町教育課
	1月24日	東松島市宮戸地区 (区長以下16名)	主催：県教育庁文化財課・東松島市生涯学習課
	1月25日	松島町磯崎地区 (区長以下25名)	主催：県教育庁文化財課・松島町教育課

(5)パブリックコメント（「県民の意見提出手続きに関する要綱」平成23年4月1日施行に基づき実施）

実施期間 令和4年（2022）12月19日～令和5年（2023）1月20日

意見の数 0件

2 要綱等

(1) 特別名勝松島保存活用計画策定会議

特別名勝松島保存活用計画策定会議開催要綱		令和3年5月14日 宮城県教育委員会教育長決裁
(目的)		
第1 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の趣旨に基づく特別名勝松島の適正な保存、管理及び活用を目的とした計画（以下「特別名勝松島保存活用計画」という。）の策定に係る検討のため、特別名勝松島保存活用計画策定会議（以下「会議」という。）を開催する。		
(所掌事務)		
第2 会議は、特別名勝松島保存活用計画の策定のために必要な特別名勝松島の保存、管理及び活用について、意見聴取を行うものとする。		
(構成)		
第3 会議は、別表に定める分野から宮城県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める者の出席によって開催する。		
(座長)		
第4 会議には、座長を置く。		
2 座長は会議の進行を行う。		
(会議)		
第5 会議は、教育長が招集する。		
第6 教育長は、必要に応じて、構成員以外の者を出席させることができる。		
(庶務)		
第7 会議の庶務は、宮城県教育庁文化財課において処理する。		
(その他)		
第8 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は別に定める。		
附 則		
1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。		
2 この要綱は、令和5年9月30日限り、その効力を失う。		
別表		
分野	構成員	
(1) 特別名勝松島の保存及び管理に関して専門的知識を有する者	合わせて12名以内	
(2) 特別名勝松島の保存、管理及び活用に関係する機関又は団体の代表者		
(3) 特別名勝松島の指定範囲に所在する地方公共団体の長又は地域住民の代表者		

(2) 特別名勝松島保存活用計画策定のための作業部会

特別名勝松島保存活用計画策定のための作業部会開催要項

令和3年5月14日 宮城県教育委員会教育長決裁

(目的)

第1 特別名勝松島保存活用計画策定のための作業部会（以下「作業部会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2 作業部会は、特別名勝松島保存活用計画の策定に係わる内容の協議及び特別名勝松島保存活用計画策定会議で聴取した意見等についての検討を行うものとする。

(構成)

第3 作業部会は、宮城県並びに別表に掲げる特別名勝松島の指定範囲に所在する塩竈市、東松島市、松島町、七ヶ浜町及び利府町の関係部局及び教育委員会の職員をもって構成する。

(座長)

第4 作業部会には座長を置き、宮城県教育庁文化財課長（以下「文化財課長」という。）をこれに充てる。

(会議)

第5 作業部会は、文化財課長が必要に応じて招集する。

2 構成員は、その指定する者を作業部会に代理で出席させることができる。

3 文化財課長が必要と認めた場合、作業部会に構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6 作業部会の事務局は、宮城県教育庁文化財課に置く。

(その他)

第7 この要項に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、文化財課長が別に定める。

附 則

この要項は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年8月5日から施行する。

別表

機関名	役職
塩竈市市民総務部政策課	課長
塩竈市産業建設部商工観光課	課長
塩竈市教育委員会文化スポーツ課	課長
松島町企画調整課	課長
松島町産業観光課	課長
松島町教育委員会教育課	課長
七ヶ浜町政策課	課長
七ヶ浜町建設課	課長
七ヶ浜町産業課	課長
七ヶ浜町教育委員会生涯学習課	課長
利府町企画部秘書政策課	課長
利府町都市開発部都市整備課	課長
利府町経済産業部商工観光課	課長
利府町教育委員会教育部生涯学習課	課長
東松島市復興政策部都市計画課	課長
東松島市産業部商工観光課	課長
東松島市教育委員会生涯学習課 奥松島縄文村歴史資料館	館長
宮城県教育庁文化財課	課長

(3) 特別名勝松島地域住民説明会

特別名勝松島地域住民意見交換会実施要項

令和2年10月15日 宮城県教育庁文化財課長決裁

(目的)

- 1 特別名勝松島の保存活用計画策定にあたって、各市町住民の保存管理に関する意見の聴取を行うとともに、それらを適切に計画策定案に反映させるための意見交換を目的として、特別名勝松島地域住民意見交換会（以下「意見交換会」という）を開催する。

(参加者)

- 2 意見交換会には、特別名勝松島の指定範囲に所在する塩竈市、松島町、七ヶ浜町、利府町、東松島市（以下「関係市町」という）の住民等が参加するものとする。

(開催)

- 3 意見交換会は、関係市町の状況に応じて、市町ごとに開催方法、開催場所、日時等を設定して実施する。

(開催事務)

- 4 意見交換会の開催事務は、関係市町教育委員会、関係市町首長部局と県教育委員会が共同で行うものとする。

参考資料2 景観計画・まちづくりルール等

本計画の策定時点で、景観配慮にあたって参照すべき景観計画・まちづくりルールは以下の通りである。

塩竈市：塩竈市景観計画（平成28年4月）・塩竈市景観計画ガイドライン（平成31年3月）

松島町：松島景観計画（平成26年3月）・松島町景観形成ガイドライン（平成26年3月）

東松島市：特別名勝松島ランドデザインー風致景観の向上と地域の活性化を目指してー
（平成28年3月）

野蒜北部丘陵振興協議会：野蒜北部丘陵地区まちづくりルール ガイドライン【低層住宅地区】

参考資料3 色彩についての考え方

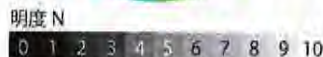
【色彩について】

マンセル表色系とは：マンセル表色系は、色を定量的に現す体系のひとつで、色彩を色の三属性（色相・明度・彩度）によって表現するものです。

色相：色合いのことで、赤（R）・黄赤（YR）・黄緑（GY）・緑（G）・青緑（BG）・青（B）・青紫（PB）・紫（P）・赤紫（RP）の10種類の基本色で示します。

明度：色の明るさのことで、0～10の数値で示します。数値が大きいほど明るい色になります。

彩度：色の鮮やかさの度合いのことで、0～14程度までの数値で示します。数値が大きいほど鮮やかな色彩となります。鮮やかな色彩は色相によって異なり、赤（R）や黄赤（YR）等の原色は14程度、青（B）や青緑（BG）等は8～10程度です。色味のない白・黒・グレーといった無彩色はNで表し、彩度0となります。

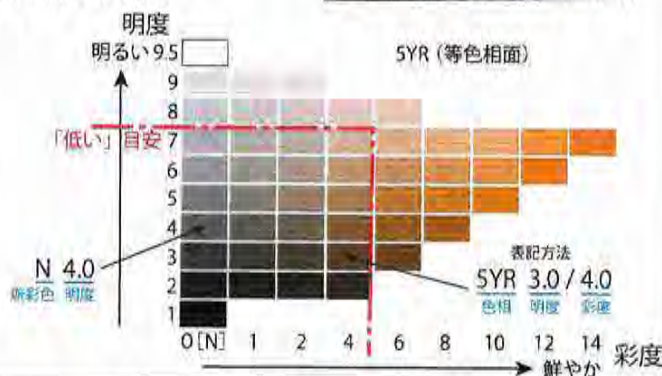


【色彩のめやす】

「彩度・明度の低い」とは、概ね明度7以下、彩度4以下になります。

「黒・灰色・濃茶色」は、昔から松島にある集落やまちなみの色です。

※景観計画・まちづくりガイドラインが策定されている地域では、それらで示された色彩基準を適用します。



参考資料4 関係法令・通知等

■日本国憲法（抄）（昭和二十一年憲法）	99
■文化財保護法（抄）（昭和二十五年法律第二百十四号）	99
■土地基本法（抄）（平成元年法律第八十四号）	106
■都市計画法（抄）（昭和四十三年法律第百号）	106
■建築基準法（抄）（昭和二十五年法律第二百一号）	106
■地方税法（抄）（昭和二十五年法律第二百二十六号）	106
■地価税法（抄）（平成三年法律第六十九号）	107
■文化財保護法施行令（抜粋）（昭和五十年政令第二百六十七号）	107
■都市計画法施行令（抜粋）（昭和四十四年政令第百五十八号）	109
■建築基準法施行令（抜粋）（昭和二十五年政令第三百三十八号）	110
■特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（抜粋） （昭和26年5月10日 文化財保護委員会告示第2号 一部改正 平成7年3月6日）	110
■特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則 （昭和二十六年文化財保護委員会規則第10号）	110
■文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務 の処理基準について （平成一二年四月二八日庁保記第二二六号 都道府県教育委員会あて文化庁次長通知）	112

■日本国憲法（抄）（昭和二十一年憲法）

第三章 国民の権利及び義務

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

■文化財保護法（抄）（昭和二十五年法律第二百十四号）

第一章 総則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第2条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）

で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

3 この法律の規定（第109条、第110条、第112条、第122条、第131条第1項第4号、第153条第1項第7号及び第8号、第165条並びに第171条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第3条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第4条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて

関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第 109 条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前2項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第1項又は第2項の規定による指定は、第3項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第3項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第1項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第 110 条 前条第1項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第133条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告し

なければならない。

3 第1項の規定による仮指定には、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第 111 条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第109条第1項若しくは第2項の規定による指定又は前条第1項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要が在ると認めるときは、文部科学大臣に対し、または文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるができる。

(解除)

第 112 条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第109条第1項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第110条第1項の規定による仮指定が適当でないと認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第1項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第109条第3項から第5項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第 113 条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第119条第2項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史

跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するもの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第1項の規定による指定には、第109条第4項及び第5項の規定を準用する。

第114条 前条第1項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第3項並びに第109条第4項及び第5項の規定を準用する。

第115条 第113条第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章(第133条の二第1項を除く。))及び第187条第1項第3号において「管理団体」という。)は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第116条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第117条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体(管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会)が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第41条第3項の規定を準用する。

4 前項で準用する第41条第3項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第118条 管理団体が行う管理には、第30条、第31条第1項及び第33条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第35条及び第47条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第56条第3項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第119条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第192条の二第1項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者(以下この章及び第187条第1項第3号において「管理責任者」という。)に選任することができる。この場合には、第31条第3項の規定を準用する。

第120条 所有者が行う管理には、第30条、第31条第1項、第32条、第33条並びに第115条第1項及び第2項(同条第2項については、管理責任者がある場合を除く。)の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第35条及び第47条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第56条第1項の規定を、管理責任者が行う管理には、第30条、第31条第1項、第32条第3項、第33条、第47条第4項及び第115条第2項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

第121条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第 36 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

第 122 条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前 2 項の場合には、第 37 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第 123 条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないとき。

2 前項の場合には、第 38 条第 2 項及び第 39 条から第 41 条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第 124 条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第 118 条及び第 120 条で準用する第 35 条第 1 項の規定により補助金を交付し、又は第 121 条第 2 項で準用する第 36 条第 2 項、第 122 条第 3 項で準用する第 37 条第 3 項若しくは前条第 2 項で準用する第 40 条第 1 項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第 42 条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第 125 条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現

状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第 1 項の規定による許可を与える場合には、第 43 条第 3 項の規定を、第 1 項の規定による許可を受けた者には、同条第 4 項の規定を準用する。

4 第 1 項の規定による処分には、第 111 条第 1 項の規定を準用する。

5 第 1 項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第 3 項で準用する第 43 条第 3 項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第 41 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

7 第 1 項の規定による許可を受けず、又は第 3 項で準用する第 43 条第 3 項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第 126 条 前条第 1 項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第 184 条第 1 項又は第 184 条の二第 1 項の規定により前条第 1 項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第 127 条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第 125 条第 1 項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めると

きは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第128条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第1項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第125条第7項の規定を、前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第129条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第35条第2項及び第3項並びに第42条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第129条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
- 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第2号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第1項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該

史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第183条の二第1項に規定する文化財保存活用大綱又は第183条の五第1項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第129条の三 前条第4項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第4項及び第5項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第129条の四 第129条の二第3項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第4項の認定（前条第1項の変更の認定を含む。以下この章及び第153条第2項第23号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第125条第1項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第129条の五 文化庁長官は、第129条の二第4項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第1項及び第129条の七において「認定史跡名勝天然記念物

保存活用計画」という。)の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第129条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第129条の二第4項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第129条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第130条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第131条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念

物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第1項の規定により立ち入り、調査する場合には、第55条第2項の規定を、前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

第十二章 補則

第二節 国に関する特例

第168条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

3 第1項第1号及び前項の場合には、第43条第1項ただし書及び同条第2項並びに第125条第1項ただし書及び同条第2項の規定を準用する。

4 文化庁長官は、第1項第1号又は第2項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。

5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

第169条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、文部科学大臣を通じ各省各庁の長に対し、次に掲げる事項につき必要な勧告をすることができる。

一 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理方法

二 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の修理若しくは復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置

三 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の環境保全のため必要な施設

2 前項の勧告については、前条第5項の規定を準用する。

3 第1項の規定による文化庁長官の勧告に基づいて施行する同項第2号に規定する修理、復旧若しくは措置又は同項第3号に規定する施設に要する経費の分担については、文部科学大臣と各省各庁の長が協議して定める。

第十三章 罰則

第196条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第197条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第43条又は第125条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者

第198条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

三 第123条第2項（第186条第2項において準用する場合を含む。）において準用する第39条第3項において準用する第32条の二第5項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

第199条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して第193条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第200条 第39条第1項（第47条第3項（第83条で準用する場合を含む。）、第123条第2項、第186条第2項又は第187条第2項で準用する場合を含む。）、第49条（第85条で準用する場合を含む。）又は第185条第2項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、三十万円以下の過料に処する。

第201条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

二 正当な理由がなくて、第121条第1項（第172条第5項で準用する場合を含む。）又は第122条第1項の規

定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わなかった者

第202条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

五 第53条の六（第85条の四（第174条の二第1項において準用する場合を含む。）及び第174条の二第1項において準用する場合を含む。）、第54条（第86条及び第172条第5項において準用する場合を含む。）、第55条、第67条の五（第90条の四及び第133条の四において準用する場合を含む。）、第68条（第90条第3項及び第133条において準用する場合を含む。）、第76条の四（第89条の三において準用する場合を含む。）、第129条の五（第174条の二第1項において準用する場合を含む。）、第130条（第172条第5項において準用する場合を含む。）、第131条又は第140条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

七 正当な理由がなくて、第128条第1項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

第203条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

二 第31条第3項（第60条第4項（第90条第3項において準用する場合を含む。）、第80条及び第119条第2項（第133条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第32条（第60条第4項（第90条第3項において準用する場合を含む。）、第80条及び第120条（第133条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第33条（第80条、第118条及び第120条（これらの規定を第133条において準用する場合を含む。）並びに第172条第5項において準用する場合を含む。）、第34条（第80条及び第172条第5項において準用する場合を含む。）、第43条の二第1項、第53条の四若しくは第53条の五（これらの規定を第174条の二第1項において準用する場合を含む。）、第61条若しくは第62条（これらの規定を第90条第3項において準用する場合を含む。）、第64条第1項（第90条第3項及び第133条において準用する場合を含む。）、第65条第1項（第90条第3項において準用する場合を含む。）、第67条の四、第73条、第81条第1項、第84条第1項本文、第85条の三（第174条の二第1項において準用する場合を含む。）、第90条の三、第92

条第1項、第96条第1項、第115条第2項（第120条、第133条及び第172条第5項において準用する場合を含む。）、第127条第1項、第129条の四（第174条の二第1項において準用する場合を含む。）、第133条の三、第136条又は第139条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第32条の二第5項（第34条の三第2項（第83条において準用する場合を含む。）、第60条第4項及び第63条第2項（これらの規定を第90条第3項において準用する場合を含む。）並びに第80条において準用する場合を含む。）又は第115条第4項（第133条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

■土地基本法（抄）（平成元年法律第八十四号）

第一章 総則

（目的）

第1条 この法律は、土地についての基本理念を定め、並びに土地所有者等、国、地方公共団体、事業者及び国民の土地についての基本理念に係る責務を明らかにするとともに、土地に関する施策の基本となる事項を定めることにより、土地に有する効用の十分な発揮、現在及び将来における地域の良好な環境の確保並びに災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興に資する適正な土地の利用及び管理並びにこれらを促進するための土地の取引の円滑化及び適正な地価の形成に関する施策を総合的に推進し、もって地域の活性化及び安全で持続可能な社会の形成を図り、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（土地についての公共の福祉優先）

第2条 土地は、現在及び将来における国民のための限られた貴重な資源であること、国民の諸活動にとって不可欠の基盤であること、その利用及び管理が他の土地の利用及び管理と密接な関係を有するものであること、その価値が主として人口及び産業の動向、土地の利用及び管理の動向、社会資本の整備状況その他の社会的経済的条件により変動するものであること等公共の利害に係る特性を有していることに鑑み、土地については、公共の福祉を優先させるものとする。

■都市計画法（抄）（昭和四十三年法律第百号）

（定義）

第4条 この法律において「都市計画」とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で、次章の規定に従い定められたものをいう。

2 この法律において「都市計画区域」とは次条の規定により指定された区域を、「準都市計画区域」とは第5条の二の規定により指定された区域をいう。

3 この法律において「地域地区」とは、第8条第1項各号に掲げる地域、地区又は街区をいう。

9 この法律において「地区計画等」とは、第12条の四第1項各号に掲げる計画をいう。

10 この法律において「建築物」とは建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第2条第1号に定める建築物を、「建築」とは同条第13号に定める建築をいう。

11 この法律において「特定工作物」とは、コンクリートプラントその他周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で政令で定めるもの（以下「第一種特定工作物」という。）又はゴルフコースその他大規模な工作物で政令で定めるもの（以下「第二種特定工作物」という。）をいう。

12 この法律において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。

13 この法律において「開発区域」とは、開発行為をする土地の区域をいう。

■建築基準法（抄）（昭和二十五年法律第二百一号）

第一章 総則

（用語の定義）

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは扉、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

■地方税法（抄）（昭和二十五年法律第二百二十六号）

第三章 市町村の普通税

第二節 固定資産税

(固定資産税の非課税の範囲)

第348条 市町村は、国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特別区に対しては、固定資産税を課することができない。

2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受け手がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。

八 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によつて国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史蹟、史蹟、特別名勝、名勝、特別天然記念物若しくは天然記念物として指定され、若しくは旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）第2条第1項の規定により認定された家屋又はその敷地

■地価税法（抄）（平成三年法律第六十九号）**(非課税)**

第6条 国及び公共法人が有する土地等については、国及び当該公共法人には、地価税を課さない。

5 別表第一に掲げる土地等に該当するもの（当該土地等が同表第5号、第6号、第8号から第19号まで及び第21号から第24号までの規定に規定する施設、設備又は工作物（以下この項において「施設等」という。）の用以外の用にも供されているときは当該土地等のうち当該施設等の用以外の用に供されている部分として政令で定める部分を除くものとし、当該施設等として使用されている建物等が貸し付けられているものであるときは専ら当該施設等として使用されている建物等で政令で定めるものの用に供されている土地等に限り。）については、地価税を課さない。

別表第一（第六条関係）

七 次に掲げるものに係る土地等（政令で定めるものに限る。）

イ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第27条（指定）の規定により指定された重要文化財若しくは国宝、同法第78条第1項（重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財の指定）の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第109条（指定）の規定により指定された史跡、名勝若しくは天然記念物若しくは特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物、同法第182条第2項（地方公共団体の事務）の規定に基づく条例の規定により指定された文化財又は同法附則第4条第1項（法令廃止に伴う経過規定）の規定によりなおその効力を有

するものとされる旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）第2条第1項の規定により認定された物件のうち、建造物、遺跡、名勝地その他これらに類するもの

■文化財保護法施行令（抜粋）

（昭和五十年政令第二百六十七号）

（平成三一年政令第一八号による改正）

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第5条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合に於ては、当該都道府県の知事。以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第5号に掲げる事務（法第92条第1項の規定による届出の受理及び法第94条第1項又は第97条第1項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一 法第35条第3項（法第83条、第118条、第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第36条第3項（法第83条、第121条第2項（法第172条第5項において準用する場合を含む。）及び第172条第5項において準用する場合を含む。）、第46条の二第2項及び第129条第2項において準用する法第35条第3項の規定による指揮監督

二 法第43条第4項（法第125条第3項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

四 法第53条第4項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第1号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第115条第1項に規定する管理団体（以下この条及び次条第2項第1号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第2項第1号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第1号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又

は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第 125 条第 1 項並びに同条第 3 項において準用する法第 43 条第 3 項及び第 4 項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十四年法律第百号）第 8 条第 1 項第 1 号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第 115 条第 1 項（法第 120 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理

計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第 7 項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第 2 項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 法第 130 条（法第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）及び第 131 条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第 125 条第 1 項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7 第 4 項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

8 文化庁長官は、第 4 項第 1 号の規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

9 第 1 項本文、第 2 項本文、第 3 項及び第 4 項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

（認定市町村の教育委員会が処理することができる事務）

第 6 条 法第 184 条の二第 1 項の規定により認定市町村（法第 183 条の三第 5 項の認定を受けた市町村をいい、指定都市等であるものを除く。以下この条及び第八条において同じ。）の教育委員会（当該認定市町村が特定地方

公共団体である場合にあつては、当該認定市町村の長。以下この条において同じ。)が行うこととすることができる事務は、次に掲げる事務の全部又は一部とする。

一 前条第3項第1号及び第3号に掲げる事務(同項第1号イ及びロに掲げる現状変更等が当該認定市町村の区域内において行われる場合に限る。)

2 法第184条の二第1項の規定により認定市町村である町村の教育委員会(当該町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該町村の長。以下この項において同じ。)が行うこととすることができる事務は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務の全部又は一部とする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第125条第1項並びに同条第3項において準用する法第43条第3項及び第4項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 前条第4項第1号イからリまで及びルに掲げる現状変更等(認定市町村である町村の区域(管理団体が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理計画を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この号において「認定町村の特定区域」という。)内において行われる場合に限り、同項第1号イからチまでに掲げる現状変更等にあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)

ハ イ及びロに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を認定市町村である町村の教育委員会(当該管理計画が認定町村の特定区域を対象とする場合に限る。)が定めている区域のうち当該町村の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。以下このハ及び第9項において同じ。)における現状変更等(当該指定区域が認定町村の特定区域内に存する場合に限る。)

二 法第130条(法第172条第5項において準用する場合を含む。)及び第131条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからハまでに掲げる現状変更等に係る法第125条第1項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

3 文化庁長官は、法第184条の二第1項の規定により前2項に規定する事務を認定市町村の教育委員会が行うこととする場合には、当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を明らかにして、当該認定市町村の教育委員会がその事務を行うこととすることについて、あらかじめ、当

該認定市町村の属する都道府県の教育委員会(前条第3項又は第4項の規定によりその事務の全部又は一部を行つているものに限る。)に協議するとともに、当該認定市町村の教育委員会の同意を求めなければならない。

4 認定市町村の教育委員会は、前項の規定により文化庁長官から同意を求められたときは、その内容について同意をするかどうかを決定し、その旨を文化庁長官に通知するものとする。

5 文化庁長官は、法第184条の二第1項の規定により第1項又は第2項に規定する事務を認定市町村の教育委員会が行うこととした場合においては、直ちに、その旨並びに当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を官報で告示しなければならない。

6 前3項の規定は、前項の規定に基づき告示された事務の内容及び当該事務を行うこととした期間を変更し、又は当該事務を認定市町村の教育委員会が行わないこととする場合について準用する。

7 第5項に規定する場合においては、法の規定中同項(前項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定に基づき告示された事務に係る文化庁長官に関する規定は、特定認定市町村(法第184条の二第1項の規定により当該事務を行うこととされた認定市町村をいう。以下この項及び次項において同じ。)の教育委員会に関する規定として特定認定市町村の教育委員会に適用があるものとする。

8 第5項の規定に基づき告示された期間における当該特定認定市町村の属する都道府県の教育委員会についての前条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定の適用については、同条第3項及び第4項中「属する事務」とあるのは「属する事務(次条第5項の規定に基づき告示された事務を除く。)」と、同条第6項及び第7項中「市の」とあるのは「市又は次条第7項に規定する特定認定市町村である町村の」とする。

9 前条第8項の規定は、第2項第1号ハの規定による指定区域の指定について準用する。

■都市計画法施行令(抜粋)

(昭和四十四年政令第百五十八号)

第一章 総則

(特定工作物)

第1条 都市計画法(以下「法」という。)第4条第11項の周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工

作物で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 アスファルトプラント

二 クラッシャープラント

三 危険物（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第116条第1項の表の危険物品の種類欄に掲げる危険物をいう。）の貯蔵又は処理に供する工作物（石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第五号）第5条第2項第2号に規定する事業用施設に該当するもの、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第2条第5項第8号に規定する保管施設又は同項第8号の二に規定する船舶役務用施設に該当するもの、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第3条第2号ホに規定する補給施設に該当するもの、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による公共の用に供する飛行場に建設される航空機給油施設に該当するもの、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第2条第1項第十六号に規定する電気事業（同項第2号に規定する小売電気事業を除く。）の用に供する同項第十八号に規定する電気工作物に該当するもの及びガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第2条第13項に規定するガス工作物（同条第2項に規定するガス小売事業の用に供するものを除く。）に該当するものを除く。）

2 法第4条第11項の大規模な工作物で政令で定めるものは、次に掲げるもので、その規模が一ヘクタール以上のものとする。

一 野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他の運動・レジャー施設である工作物（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第1条に規定する学校（大学を除く。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の施設に該当するもの、港湾法第2条第5項第9号の三に規定する港湾環境整備施設に該当するもの、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第2条第1項に規定する都市公園に該当するもの及び自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第2条第6号に規定する公園事業又は同条第4号に規定する都道府県立自然公園のこれに相当する事業により建設される施設に該当するものを除く。）

二 墓園

■建築基準法施行令（抜粋）

（昭和二十五年政令第三百三十八号）

（面積、高さ等の算定方法）

第2条 次の各号に掲げる面積、高さ及び階数の算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

二 建築面積建築物（地階で地盤面上一メートル以下にある部分を除く。以下この号において同じ。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離一メートル以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離一メートル後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積による。ただし、国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の建築物又はその部分については、その端から水平距離一メートル以内の部分の水平投影面積は、当該建築物の建築面積に算入しない。

■特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（抜粋）

（昭和26年5月10日 文化財保護委員会告示第2号
一部改正 平成7年3月6日）

名勝

左に掲げるもののうちわが国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所のあるいは学術的価値の高いもの、また人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

一 公園、庭園

二 橋梁、築堤

三 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所

四 鳥獣、魚虫などの棲息する場所

五 岩石、洞穴

六 峡谷、瀑布、溪流、深淵

七 湖沼、湿原、浮島、湧泉

八 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼

九 火山、温泉

十 山岳、丘陵、高原、平原、河川

十一 展望地点

特別名勝

名勝のうち価値が特に高いもの

■特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

（昭和26年文化財保護委員会規則第10号）

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第80条の規定を実施するため、同法第15条第1項の規定に

基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

(許可の申請)

第1条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第125条第1項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第184条第1項第2号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第5条第4項第1号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
 - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
 - 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
 - 十 現状変更等の内容及び実施の方法
 - 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
 - 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
 - 十三 現状変更等に係る地域の地番
 - 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 十五 その他参考となるべき事項
- 2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
 - 二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添附書類等)

第2条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
 - 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
 - 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
 - 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
 - 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
 - 六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
 - 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
 - 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
 - 九 前条第2項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 2 前項第2号の実測図及び同項第3号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第3条 法第125条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第184条第1項第2号及び令第5条第4項第1号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第4条 法第125条第1項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰

亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第5条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第168条第1項第1号又は第2項の規定による同意を求めようとする場合には第1条及び第2条の規定を、法第168条第1項第1号又は第2項の規定による同意を受けた場合には第3条の規定を準用する。

2 法第168条第3項で準用する法第125条第1項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第6条 令第5条第4項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在
- 四 管理計画を定めた教育委員会
- 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
- 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
- 八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

(市の区域に係る事務の処理の開始の公示)

第7条 令第5条第7項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 令第5条第4項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する旨
- 二 令第5条第4項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する日

■文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について

平成二二年四月二八日庁保記第二二六号
(都道府県教育委員会あて文化庁次長通知)
(平成二七年一二月二一日最終改正)

※最終校正は平成二七年一二月二七日 27 庁財第 457 号「文化財保護法施行令及び地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令等の改正について」(各

都道府県・指定都市教育委員会あて文化庁次長通知)にて通知

地方自治法(昭和二二年法律第六七号)第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき、文化財保護法施行令(昭和三〇年制令第267号。以下「令」という。)第5条第4項第1号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

1 共通事項

(1) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。

なお、令第5条第4項の規定のより同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを都道府県の教育委員会が行う場合においては、「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合であっても、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有する都道府県の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。

(2) 次の場合には、当該現状変更等を許可することができない。

- ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画(保存管理計画)」に定められた保存(保存管理)の基準に反する場合
- ② 史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡のおそれがある場合
- ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
- ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

(3) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法(昭和二五年法律第二一四号。以下「法」という。)第125条第1項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(4) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第125条第3項において準用する

法第43条第3項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。

なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ①当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ②当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
- ③重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請書の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

1 令5条第4項第1号イ関係

(1)「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和二五年政令第三三八号)第2条第1項第2号に定める建築面積をいう。

(2)次の場合は、本号による許可の事務の範囲には含まれない。

- ①新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
- ②増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から2年を超える場合
- ③新築、増築又は改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他の土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合

(3)新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

(4)新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合には、「新

築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

2 令5条第4項第1号ロ関係

(1)新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(2)新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

3 令5条第4項第1号ハ関係

(1)「工作物」には、次のものを含む。

- ①小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
- ②既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
- ③小規模な観測・測定機器
- ④木道

(2)「道路」には、道路法(昭和二七年法律第一八〇号)第3条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となって効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

(3)「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

(4)「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

(5)道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

(6)工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

4 令5条第4項第1号ニ関係

(1)「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第115条第1項の標識、説明版、境界標、囲さくその

他の施設をいう。

(2) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要の最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(3) 標識、説明版、標注、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和二九年文化財保護委員会規則第七号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

5 令5条第4項第1号ホ関係

(1) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

(2) 「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。

(3) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

6 令5条第4項第1号ヘ関係

(1) 除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(2) 除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

7 令5条第4項第1号ト関係

(1) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

(2) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及び危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(3) 木竹の伐採が、法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

8 令5条第4項第1号チ関係

(1) 「保存のため必要な試験材料の採取」とは、その保存を目的として史蹟名勝天然記念物の現状を適切に把握するために行われる土壌、植物、鉱物等のサンプル採取

をいう。

(2) 学術研究のために行われるものなど、史跡名勝天然記念物の保存を目的としない試験材料の採取については、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

9 令5条第4項第1号リ関係

(1) 「個体の保護のため必要な捕獲」とは、天然記念物に指定された動物が傷ついている場合や生命の危険にさらされている場合などに当該動物の個体の安全を確保するため、やむを得ず捕獲することをいう。

(2) 「生育状況の調査のため必要な捕獲」とは、学術調査、公共事業の事前又は事後の環境影響評価のための調査等のため、必要な最小限度のやむを得ない程度の一時的な捕獲をいう。

(3) 「人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲」とは、人の生命若しくは身体に対する危害の防止の必要性が具体的に生じている場合の捕獲をいい、財産に対する危害を防止するための捕獲を含まない。

(4) 「捕獲」には、捕殺を含む。

(5) 「その他の組織の採取」には体毛及び羽毛の採取を含む。

(6) 次の場合には、本号による許可の事務の範囲には含まれない。

① 「捕獲」と「飼育」、「標識又は発信機の装着」又は「血液その他の組織の採取」とが、許可の事務を行う都道府県又は市の区域を越えて行われる場合

② 「捕獲」、「捕獲及び飼育」、「捕獲及び標識又は発信機の装着」又は「血液その他の組織の採取」以外に、移動等天然記念物に指定された動物に対する他の現状変更等を併せて行う場合

(7) 「標識又は発信機の装着」については、標識又は発信機の大きさ、材質又は装着の方法が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。

(8) 「血液その他の組織の採取」については、その方法や量が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。

10 令5条第4項第1号ヌ関係

(1) 「動物園」又は「水族館」とは、博物館法（昭和二六年法律第二八五号）第10条の規定により登録を受けた博物館、同法第29条の規定により指定された博物館に相当する施設又はそれ以外の公益社団法人日本動物園水族館協会の正会員である動物園又は水族館をいう。

(2) 本号による譲受け又は借受けの許可の場合には、天

然記念物に指定された動物の譲渡若しくは貸出しを行う動物園又は水族館においては、当該譲渡又は貸出しについての許可を受けることを要しない。

(3) 天然記念物に指定された動物の輸出については、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可を要する。

11 令5条第4項第1号ル関係

天然記念物に指定された鳥類で、電柱に巣を作るものとしては、例えば、天然記念物カササギ生息地におけるカササギがある。

III その他

この裁定は、平成二八年四月一日から適用する。

引用・参考文献

1 特別名勝松島保存管理計画・その他関連計画

環境省 2021.3 『太陽光発電の環境配慮ガイドライン』

松島町教育委員会 2018 『松島町歴史文化基本構想』

宮城県教育委員会 1976 『特別名勝「松島」 宮城県文化財調査報告書第45集』

宮城県教育委員会 1985 『特別名勝「松島」保存管理計画』 宮城県文化財調査報告書第110集

宮城県教育委員会 1998 『特別名勝「松島」保存管理計画』

宮城県教育委員会 2010 『特別名勝松島保存管理計画』

宮戸・野蒜地域の文化遺産の再生・活用検討実行委員会 2015 『宮戸・野蒜地域の復興と文化遺産の再生・活用基本方針』

東松島市教育委員会 2016 『東松島市 特別名勝松島ランドデザイン～風致景観の向上と地域の活性化をめざして～』

東松島市 2018 『東松島市『特別名勝松島ランドデザイン』に係るガイドラインの策定に向けて』

2 調査

奥松島生物多様性保全協議会 2020 『宮戸島の外来生物（2）』

環境省自然環境局生物多様性センター 1999 - 2009 『第6回・第7回自然環境保全基礎調査 植生調査』

株式会社都市科学研究所 1983 『特別名勝「松島」保存管理計画策定に関する調査』

つながる湾プロジェクト 2015 『海辺の記憶をたどる旅 [2013 - 2014]』

つながる湾プロジェクト 2017 『ノック！ーじぶんの地域ともう一度出会う10の扉ー』

つながる湾プロジェクト 2021 『松島湾の大図鑑』

松島町教育委員会 2014 『瑞巖寺境内遺跡』 松島町文化財調査報告書第5集

宮城県内務部 1915 『松島公園経営報告』

宮城県 1981 『県立自然公園松島学術調査報告書 県立自然公園松島学術調査委員会編』 自然公園学術調査報告書第5集

宮城県経済商工観光部観光課 2020 『令和元年度宮城県観光統計概要』

宮城県教育委員会 1970 『特別名勝松島』 第一法規

宮城県教育委員会 2017 『東日本大震災による被災文化財等の復旧・復興の記録（中間報告）』

東北大学東北アジア研究センター 2012 『東日本大震災に伴う被災した民俗文化財調査 2012 年度報告集 宮城県地域文化遺産復興プロジェクト（平成23年度文化庁「文化財を活かした観光振興・地域活性化事業」）』 東北アジア研究センター報告5号

宮城県地域文化遺産復興プロジェクト実行委員会 2013 『東日本大震災に伴う被災した民俗文化財調査 2012 年度報告集』

宮戸・野蒜地域の文化遺産の再生・活用検討実行委員会 2014 『奥松島ー自然・景観・歴史・文化ー』

宮戸・野蒜地域の文化遺産の再生・活用検討実行委員会 2015 『奥松島Ⅱー自然・景観・歴史・文化ー』

宮戸島コミュニティ推進協議会 2020 『未来に残したい島の記憶 宮戸島読本』

3 自治体史

塩竈市史編纂委員会 1955 - 1986 『塩竈市史（本編1・2，別編1・2，資料編1・2）』

松島町編さん委員会 1991 『松島町史（通史編Ⅰ・Ⅱ，資料編Ⅰ・Ⅱ） 松島町

七ヶ浜町誌編纂委員会 1967 『七ヶ浜町誌』 七ヶ浜町

- 七ヶ浜町誌編纂委員会 2008 『七ヶ浜町誌増補版』七ヶ浜町
利府町誌編纂委員会 1986 『利府町誌』利府町
鳴瀬町誌編纂委員会 1973 『鳴瀬町誌』鳴瀬町
鳴瀬町誌編纂委員会 1985 『鳴瀬町誌（増補改訂版）』鳴瀬町

4 図録

- 瑞巖寺、志波彦神社・鹽竈神社、東北歴史博物館 2008 『塩竈・松島—その景観と信仰』
「日本三景展」実行委員会 2005 『日本三景展』

特別名勝松島保存活用計画

令和5年(2023)3月13日 発行

発行 宮城県教育委員会

編集 宮城県教育庁文化財課

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL: 022-211-3683

FAX: 022-211-3693

印刷 株式会社東北プリント

宮城県仙台市青葉区立町24番24号

仕様 (表紙)コート180kg(片面PP貼加工)

(本文) マットコート90kg